

別紙「1」(参加仕様書)

令和6年度「みえの食レップ」業務委託企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

「みえの食輸出支援窓口」を設置し、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会会員の販路拡大に向けた活動をサポートするほか、商談会の開催による商談機会の創出や海外における日本産農林水産物及び食品の流通に関する情報提供等を行うことで、三重県産農林水産物等（加工品（食品及び真珠製品に限る）を含む）の販路拡大に繋げ、県内農林水産業及び食品製造業の活性化を図ることを目的とする。

2 事業主体

三重県農林水産物・食品輸出促進協議会

3 業務内容

- (1) 業務名 令和6年度「みえの食レップ」業務委託
- (2) 委託期間 契約日から令和7年3月14日（金）まで
- (3) 仕様 別添「令和6年度「みえの食レップ」業務委託仕様書」のとおり

4 契約上限額

3,894,990円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げるものでないこと。
- (3) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱による落札資格停止措置を受けている期間中でないこと、又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (6) 企画提案コンペの参加にあたり、国内の法律並びに三重県における諸規定を遵守し、仕様書等に基づき適正な提案を行うこと。
- (7) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行すること。
- (8) 提出書類及びその添付書類について、個人情報以外は情報公開の対象となることを承諾すること。
- (9) 業務の円滑な推進に必要な連絡調整が行える者を1名以上確保すること。

6 企画提案コンペの実施方法及び最優秀提案者選定の評価基準

本企画提案コンペ参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する令和6年度「みえの食レップ」業務委託企画提案コンペ選定委員会（以下「コンペ選定委員会」という。）において、書面及びプレゼンテーションによる審査を行い、最優秀提案者を選定します。

(1) 企画提案コンペへの参加意思表示

企画提案コンペへの参加を希望する者は、次のとおり申込みを行ってください。

ア 様式及び内容

別紙様式1「企画提案コンペ参加表明書」のとおり。

イ 提出期限

令和6年4月19日（金）17時まで

ウ 提出方法

電子メールにて提出してください。

エ 提出先

三重県農林水産物・食品輸出促進協議会事務局 岡本、植村あて
（三重県雇用経済部県産品振興課）

【電子メール】 export@pref.mie.lg.jp 【電話番号】 059-224-2336

※メールタイトルに「令和6年度「みえの食レップ」業務委託企画提案コンペ参加表明書の送付」と明記し、送信してください。

※参加表明書の送信後、提出先に電話し、到着確認を行ってください。

※参加資格確認結果については、4月25日（木）17時までに電子メールにて通知いたします。

(2) 質問の受付及び回答

ア 質問期間

令和6年4月15日（月）正午まで

イ 質問方法

電子メール又はFAXにより、文書で下記11の担当部局連絡先まで送付してください。その際、所属、氏名、連絡先を明記するとともに、送付後、必ず電話にてその着信を確認してください。

ウ 回答方法

令和6年4月17日（水）17時までに、三重県のホームページ（三重県農林水産物・食品輸出促進協議会のページ）に掲載します。

(3) 企画提案資料の提出

ア 提出を求める企画提案資料

以下のア) からカ) を、下記エ)の宛先まで送付してください。

なお、提出書類の書式は任意とします。

ア) 企画提案書（次の項目を必ず明記すること）

- ・相談窓口となる専門家に関する情報

- ・上記各専門家の得意とする海外輸出先国（台湾、ASEAN 諸国、EU 諸国、北米等）
向けに県産品の輸出促進を図るための方針
- ・会員事業者の商談対応に必要なセミナー等の企画案
- ・個別商談会への参加を要請できる現地国や日本側輸出商社等のリスト
- イ) 海外での日本産食品の販路拡大支援の実績（次の項目を必ず明記すること）
 - ・これまでに取り組んできた台湾、タイをはじめとする東アジア、東南アジア、EU 諸国、北米等での日本産食品の販路拡大支援活動内容とその結果
- ウ) 業務執行体制（次の項目を必ず明記すること）
 - ・業務執行体制図
 - ・事務所所在地、連絡調整者氏名、連絡調整者の履歴

エ) 見積書

業務に係る必要経費が確認できる積算根拠を明示すること。また、見積金額は、消費税及び地方消費税の額を除き計上すること。

オ) 業務実施スケジュール

カ) 参考資料

その他、企画提案に関する有効な資料

イ 企画提案資料提出期限

令和6年4月26日（金）12時まで

※郵送の場合は、必着のこと。

ウ 提出方法

持参または郵送にて提出してください。

※郵送の場合は、必ず電話にて到着確認を行うこと。

エ 企画提案資料提出先

6（1）エの提出先と同様。

（4）企画提案内容のプレゼンテーション

提出された企画提案資料の内容をコンペ選定委員会で審査するにあたり、提案者によるプレゼンテーションを実施します。なお、プレゼンテーションは、下記エによる適否評価の適合者により行います。

ア 日時

令和6年5月1日（水）午前（予定）から順次

イ 方法

オンライン会議システム（Zoom）

※オンライン会議の参加に必要な情報は、上記アと合わせて連絡します。

ウ 内容

プレゼンテーションは、提案者がオンライン会議システムで行います。また、説明は提出いただいた企画提案資料によるものとします。オンライン会議システムにおける画面共有機能は使用しないでください。なお、時間配分は以下のとおりです。

<時間配分（予定）>

プレゼンテーション15分、質疑10分

エ 適否評価

4（3）により提出された企画提案資料について、業務の目的、条件等に照らし合わせたうえ、事前にコンペ選定委員会にて適否評価を行います。適否評価の結果は、令和6年4月30日（火）17時までに、企画提案資料の提出があった全ての者に対し、電子メールにて連絡します。

（5）最優秀提案者の選定

（4）を踏まえて、コンペ選定委員会において審査を行い、最優秀提案者を選定します。なお、審査は、以下選定基準により行われます。

■企画性

・提案の内容は仕様等に合致し、かつ具体的に記述しているか。また、県産品の販路拡大につながる提案となっているか。

■独自性

・独自のアイデアが盛り込まれ、インパクトのある内容となっているか。

■専門性

・過去に東アジア・東南アジア等での類似の業務実績があり、県産品の販路開拓支援などに関する豊富な知識と経験を有しているか。

■経済性

・費用対効果の観点から効率的な内容となっているか。

■業務推進体制

・十分な業務受託体制となっているか

（6）最優秀提案者選定結果の通知

（5）による選定結果については、令和6年5月2日（木）17時までに、（4）のプレゼンテーションに参加した全ての者に対し、電子メールにて通知します。

また、選定結果（最優秀提案者名、評点、順位等）は、三重県のホームページ（三重県農林水産物・食品輸出促進協議会のページ）に掲載します。

7 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者との契約締結には、下記の書類が1部ずつ必要となります。各書類の提出期限については、最優秀提案者に別途連絡します。

（1）消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納の税額がないことの証明書）（有料）」（所管税務署が契約締結日の6ヶ月前までに発行したもの）の写し

・・・1部

（2）三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が契約締結日の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し

・・・1部

（3）契約保証金が免除できる場合にあつては、過去3年間における今回の委託金額と同規模程度（又は同規模以上）の契約実績がわかる資料・・・1部

8 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会事務局（三重県雇用経済部県産品振興課）において示します。

(2) 契約時に契約保証金を納付してください。契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、契約の相手方が過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であって、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるときは、契約保証金を免除します。ただし、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年間に当該契約と規模を同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出してください。

(3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載してください。（契約金額は、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

(4) 契約は、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会事務局（三重県雇用経済部県産品振興課）において行うものとし、契約者は、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会長とします。

9 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

委託者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

(1) 断固として不当介入を拒否すること。

(2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

- (3) 委託者に報告すること。
- (4) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

12 その他

(1) 企画提案に関する事項

- ア 企画提案資料の作成、企画提案コンペへの参加に必要な費用については、各提案者の負担とします。
- イ 提出のあった企画提案資料については、返却しません。

(2) 企画提案コンペへの参加又は企画提案の無効要件

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- ア 本コンペに参加する資格のない者が提案したとき。
- イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対し2以上の見積をしたとき。
- ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- エ 提案に際して談合等の不正があったとき。
- オ 提案書類が、提出期限を過ぎて提出されたとき。
- カ 見積書に記載された見積価格（消費税及び地方消費税を抜いた額）の100分の110に相当する金額が契約上限額を超えているとき。
- キ その他三重県があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

13 担当部局連絡先

三重県農林水産物・食品輸出促進協議会 事務局 担当：岡本、植村
(三重県雇用経済部県産品振興課)

電話：059-224-2336 FAX：059-224-3024

電子メール：export@pref.mie.lg.jp